

2023年6月7日
(電子提供措置の開始日 2023年6月6日)

株主各位

那覇市久茂地2丁目9番12号
株式会社 沖縄海邦銀行
代表取締役 新城 一史
頭 取

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第76期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第76期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト <https://www.kaiho-bank.co.jp/corporate/>



なお、当日ご出席されない場合には、書面によって議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら（電子提供措置事項に記載の）株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月27日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 那覇市おもろまち2丁目14番1号
ザ・ナハテラス 3階 宴会場アダン
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第76期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
 2. 第76期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

※ 総会会場ご案内図を末尾に掲載しておりますのでご参照ください。

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当行ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ご来場の株主様へのお土産につきましては、ご来場いただけない株主様との公平性等の観点から今年より取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第76期（2022年4月1日から） 事業報告 （2023年3月31日まで）

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

【主要な事業内容】

当行は、預金業務及び貸出業務を中心に為替業務、有価証券投資業務、代理業務、保険商品の窓口販売などを行っております。

【経済環境】

2022年度の国内景気は新型コロナウイルスの影響や、ウクライナ情勢の悪化に端を発した資源価格の高騰により厳しい経済環境が続いていたものの、年度末にかけ感染症対策の柔軟化による個人消費や設備投資の一部回復、資源価格上昇に一服感が出たことで、持ち直しの動きが見られました。

県内景気においても、全体として持ち直しの動きが見られました。観光関連産業やサービス業では旅行需要喚起策による国内需要や、国際線の再開などにより回復し、全体をけん引しました。また、資源価格高騰の影響や人件費の上昇など一部不安材料が残るものの、2023年度は増益を見込む事業者が増加しており、明るい傾向が見え始めております。

【事業の経過及び成果】

このような環境の下、当行は第17次中期経営計画の1年目の取組みとしてこれまで以上にお客さま支援に軸足を置き、「資金繰り支援」や「本業支援」、各種支援制度の「情報提供」に取り組んでまいりました。

その結果、当期の経営成績は次のとおりとなりました。

<預金>

預金は、個人預金や公金預金は増加しましたが、法人預金の減少により、前年度比45億48百万円減少の7,383億23百万円となりました。

<貸出金>

貸出金は、事業性貸出は増加しましたが、個人向け貸出や地方公共団体向け貸出が減少したことなどから、前年度比37億47百万円減少の5,495億58百万円となりました。

<有価証券>

有価証券は、債券が増加したことから、前年度比109億75百万円増加の1,806億19百万円となりました。

<損益>

経常収益は、貸出金利息の減少により資金運用収益が減少したため、前年度比1億71百万円減少の125億4百万円となりました。

一方、経常費用は営業経費や貸倒引当金繰入額が減少したことにより、前年度比13億27百万円減少の103億44百万円となりました。

その結果、経常利益は前年度比11億55百万円増加の21億60百万円となりました。

当期純利益は前年度比11億18百万円増加の18億37百万円となりました。

【当行が対処すべき課題】

地域金融機関を取り巻く環境は、全国的な人口減少と高齢化による地域経済の縮小が懸念されています。また、物価高によるインフレ圧力や、コロナ禍でデジタル化が急速に浸透したことによる社会の在り方の変化等、金融機関においては急激な環境変化への対応が求められています。

当行ではこうした環境変化に伴い、複雑化、高度化する顧客ニーズに応え得る金融サービスの提供や、DXの推進、事業者の実情に応じたきめ細かい支援を行うことが重要な課題であると認識しています。

このような課題に対処すべく、当行はこれまで培ってきた事業者支援のノウハウに加え、新たなサービスも積極的に取り入れることにより「お客さまのお役に立てる一番身近な銀行」を目指し、地域社会の発展・成長に貢献してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預 金	691,423	768,540	742,871	738,323
定期性預金	237,310	223,921	200,751	185,738
その他	454,113	544,618	542,119	552,585
貸 出 金	531,556	565,568	553,305	549,558
個人向け	81,334	77,811	77,326	74,230
中小企業向け	387,472	425,696	419,479	419,688
その他	62,748	62,060	56,499	55,639
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	138,424	147,671	169,644	180,619
国 債	51,963	65,054	88,389	78,147
その他	86,461	82,617	81,255	102,472
総 資 産	740,573	858,793	872,707	824,058
内 国 為 替 取 扱 高	2,938,038	2,989,602	2,896,143	3,099,593
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 168	百万ドル 152	百万ドル 145	百万ドル 29
経 常 利 益	1,308	1,094	1,004	2,160
当 期 純 利 益	805	498	719	1,837
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 237.31	円 銭 147.00	円 銭 212.13	円 銭 541.84

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	666人
平 均 年 齢	39年0月
平 均 勤 続 年 数	16年4月
平 均 給 与 月 額	317千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託（120人）を含んでおりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
那 覇 地 区	店 15 うち出張所 (2)
南 部 地 区	8 (-)
中 部 地 区	21 (-)
北 部 地 区	4 (-)
離 島 地 区	2 (-)
合 計	50 (2)

- (注) 1. 上記には店舗内店舗方式の店舗が11か店含まれております。
2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を35か所設置しております。

- 当年度新設営業所
該当ございません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備12か所を廃止いたしました。

- ハ 銀行代理業者の一覧
該当ございません。

- ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	230
---------	-----

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
営業店設備等	23
事務機器等	75
ソフトウェア	132

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ございません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
かいぎんカード 株 式 会 社	那 覇 市 久 茂 地 2 丁 目 9 番 12 号	クレジットカード業務	百万円 20	% 100.00	—
株 式 会 社 海 邦 総 研	那 覇 市 久 茂 地 2 丁 目 9 番 12 号	コンサルティング業務	100	80.00	—

- (注) 1. 上記に掲げた子会社等2社を、連結対象子会社としております。
 2. 当期の経常利益は2,171百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,845百万円となりました。(2023年3月31日)

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連593（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
5. イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し時の利用手数料の無料サービスを行っております。
6. 沖縄県内5金融機関（当行・琉球銀行・沖縄銀行・コザ信用金庫・沖縄県農業協同組合）で店舗外現金自動設備の一部共同運営を行い、現金引出し等のサービスを行っております。
7. 株式会社イーネット及び株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行と提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
8. 九州地区無料開放提携9行により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し時の利用手数料の無料サービスを行っております。
9. 株式会社琉球銀行とバックオフィス業務の共同化を目的として共同出資会社（ゆいパートナーサービス株式会社）を設立しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
新城 一史	代表取締役頭取 監査部担当役員		
湖城 誠一郎	代表取締役専務 総合企画部、リスク統括部担当役員		
大城 昌人	常務取締役 人事部、営業統括部担当役員		
崎原 正樹	常務取締役 融資統括部、事務統括部担当役員		
崎山 博之	取締役総合企画部長		
平川 衛	取締役融資統括部長	かいぎんカード株式会社 代表取締役社長	
宮尾 尚子	取締役（社外役員）	弁護士法人プラザ法律事務所 弁護士	
西里 喜明	取締役（社外役員）	株式会社CSDコンサルタンツ 代表取締役	
外間 政康	常勤監査役		
大嶺 満	監査役（社外役員）	沖縄電力株式会社 代表取締役会長	
上江洲 智一	監査役（社外役員）	久米島製糖株式会社 取締役会長	

- (注) 1. 取締役宮尾尚子氏及び西里喜明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役大嶺満氏及び上江洲智一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 2022年6月23日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって、監査役兼城賢雄氏は辞任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

当行は、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」（以下「本方針」という。）を2021年6月24日開催の取締役会決議により定めており、その内容は下記のとおりとなります。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

- ・ 取締役の個人別報酬の決定に関する方針

当行の取締役の報酬は「固定報酬」のみで構成し、「業績連動報酬」及び「非金銭報酬（株式報酬・ストックオプション等）」は支給しません。

また、取締役退任時は退職慰労金を支給します。

金額については、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合考慮して決定します。

・報酬付与の時期又は条件の決定に関する方針

取締役の報酬は在任期間中に定期的（月1回）に支払うものとし、退職慰労金は取締役退任後、速やかに支払うものとします。

※部長委嘱取締役の使用人賞与については原則年2回（6月、12月）支払いません。

・個人別報酬の内容の決定方法

当行は定款にて「取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める」としています。

取締役の具体的な報酬の額は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、取締役会で協議の上決定します。

【報酬限度額】（2021年6月24日開催の第74期定時株主総会で決議）

取締役 年額360百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）

※退任取締役の退職慰労金については別途株主総会で決議し、取締役会で金額等を決定致します。

・その他個人別報酬の内容の決定に関する重要な事項

該当ございません。

当事業年度の「取締役の個人別の報酬」については固定報酬となり、金額については、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合考慮し、取締役会で決定していることから、本方針に沿うものであると判断しています。

②取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金
取締役	11名	126 (34)	92	—	—	34
監査役	4名	26 (5)	21	—	—	5

(注) 1. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であり、上記「報酬等」の欄に括弧内書きしております。

2. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与（賞与を含む）は、18百万円であります。

3. 上記には、2022年6月23日に退任した取締役3名、監査役1名が含まれております。

4. 参考として、2022年6月23日開催の第75期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役3名に対し156百万円、退任監査役1名に対し13百万円支給しております。

5. 2021年6月24日開催の第74期定時株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります（当時の取締役の員数は9名、監査役の員数は3名）。

取締役 年額360百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）

監査役 年額 96百万円以内

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
宮尾尚子	会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うにあたり善意にして重大な過失がないときは、同法第425条第1項で規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任額とする旨の契約を締結しております。
西里喜明	
大嶺満	
上江洲智一	

(4) 補償契約

該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行のすべての取締役、 監査役及び部長	<p>当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。</p> <p>ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。</p> <p>保険料は全額当行が負担しております。</p>

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
宮尾尚子	弁護士法人プラザ法律事務所弁護士 当行は同社と銀行取引はありません。
西里喜明	株式会社CSDコンサルタンツ代表取締役 当行は同社と通常の銀行取引を行っております。
大嶺満	沖縄電力株式会社代表取締役会長 同社は当行の株主であり、通常の銀行取引を行っております。
上江洲智一	久米島製糖株式会社取締役会長 同社は当行の株主であり、通常の銀行取引を行っております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
宮尾尚子 (社外取締役)	2年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会 16回中15回に出席しております。	主に弁護士として法的側面等の見地から、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
西里喜明 (社外取締役)	1年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会 16回中15回に出席しております。	主に中小企業診断士として培った知見を活かし、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
大嶺満 (社外監査役)	10年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会 16回中15回に出席しております。 当事業年度開催の監査役会 13回中12回に出席しております。	社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
上江洲智一 (社外監査役)	2年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会 16回中15回に出席しております。 当事業年度開催の監査役会 13回全てに出席しております。	社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	19	—

(注) 上記には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額4百万円を含めております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	
	普通株式	6,000千株
	第1回A種優先株式	500千株
	第2回A種優先株式	500千株
	発行済株式の総数	
	普通株式	3,400千株

(注) 定款で定める発行可能株式総数は6,000千株であり、上記の発行可能株式総数の合計とは一致いたしません。

(2) 当年度末株主数	普通株式	2,293名
-------------	------	--------

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
西 平 経 史	257 千株	7.57 %
沖 縄 土 地 住 宅 株 式 会 社	205	6.06
沖 縄 海 邦 銀 行 行 員 持 株 会	164	4.85
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	137	4.06
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	137	4.05
沖 縄 電 力 株 式 会 社	134	3.96
比 嘉 良 雄	127	3.76
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	117	3.45
大 同 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	101	2.98
中 央 産 業 株 式 会 社	66	1.96

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(7,910株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当ございません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ございません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ございません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 田島 昇 指定有限責任社員 川口 輝朗	36	(注) 3、4

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査についての報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は36百万円であります。
3. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬額の見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 当行は会計監査人に対して、非監査業務である「資本政策・自己資本比率対策等の高度化に関するアドバイザー」に対し1百万円を支払っております。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断される場合、その事実に基づき会計監査人を解任する方針です。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合には会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

なお、監査役会は、上記方針に基づき、会計監査人の解任または不再任の検討を毎年実施いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 当行は、取締役会において「コンプライアンスの基本方針及び遵守基準」、「コンプライアンス・マニュアル」を策定して、その周知徹底を図る。
- ロ 取締役会において年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その実施状況を取締役会へ報告する。
- ハ 本部にコンプライアンス統括部署を設置するとともに、各営業店にコンプライアンス統括責任者及びコンプライアンス責任者を設置して、コンプライアンスに関する情報を一元的に管理する。
- ニ リスク統括委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項について審議・決定する。
- ホ 事業年度ごとに、取締役及び使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施する。
- ヘ 事故防止のため、使用人の人事ローテーションや連続休暇制度を実施する。
- ト 取締役及び使用人が、コンプライアンス統括部署に設置した通報窓口に対して、法令違反等の情報を通報することができる旨を「コンプライアンス規程」に定める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行は、取締役会をはじめ、重要な会議の意思決定に係る記録や取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し「取締役会規程」、「常務会規程」、「文書規程」等に基づき適正に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 当行は、適切なリスク管理を行うため、各リスクの管理方針を取締役会において定め、管理体制及び規程等を取締役会等において決定する。
- ロ 監査部を設置し、取締役会において「内部監査規程」を制定する。内部監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を取締役会で決定し、内部監査実施結果については、取締役会へ報告する。
- ハ 当行は、「大規模災害危機管理マニュアル」を定め、経営に重大な影響を与える危機（緊急事態）に直面し業務の継続に支障をきたす（または恐れのある）場合、損害の範囲と業務への影響を極小化するため、迅速かつ効率的な障害の復旧及び業務の継続・早期正常化を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 当行は、取締役会を毎月（定時）開催するほか、必要に応じて随時に開催

する。また常務会を毎週開催し、取締役会の委任を受けた事項について、迅速に意思決定を図る。

- 取締役及び使用人の職務の執行が効率的になされるよう「組織規程」、「職務権限規程」等を取締役会において制定する。

(5) 当行並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当行は、子会社においても業務の決定及び執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。

- 「関係会社管理規程」を制定し、子会社の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、子会社から適宜業務の報告を受ける。

ハ 当行は、子会社への監査を通じて子会社の規模・特性に応じたリスク管理態勢や法令遵守態勢の整備を図る。

ニ 子会社においてもコンプライアンスに関するマニュアル等を制定し、責任者を配置する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当行は、監査役の職務を補助するため、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ監査補助者を任命する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

任命された監査補助者の人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行う。

(8) 取締役及び使用人または子会社の取締役及び使用人もしくはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、子会社の取締役及び使用人より報告を受けた事項や、法令等の違反行為、当行及び当行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件等について発見した場合、その内容を速やかに監査役へ報告する。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行及び子会社において周知徹底する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

当行は、監査役の職務の遂行上必要と認める費用について予算を措置する。

ただし、緊急又は臨時に支出した費用について、監査役は事後に請求することができることとし、当該費用が監査役の職務の遂行に必要であると認める場合には、当行は速やかにこれを支払う。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 当行は、株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたっては、監査役会とあらかじめ協議し同意を得る。
- ロ 監査役は、取締役会のもとより、常務会等の重要な意思決定会議に出席する。
- ハ 代表取締役は、監査役会と定期的に、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本方針と体制

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、平素より取引防止や関係遮断に取組み、不当要求に対しては、法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当行並びに子会社から成る企業集団における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

取締役会において年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組みを行っています。

- ・全職員を対象としたコンプライアンス研修の実施
- ・全職員を対象としたコンプライアンス勉強会（毎月）の実施
- ・担当部によるコンプライアンス臨店指導の実施
- ・顧問弁護士による、役員、部長等へのコンプライアンスセミナーの開催
- ・年に2回コンプライアンス強化月間を設定、職務会及びアンケートを実施
- ・役員等によるコンプライアンス臨店・職務会の実施
- ・顧客情報管理の強化

そのほか、毎月、リスク統括委員会を開催しコンプライアンスに関する審議を行っています。

(2) リスク管理体制

イ 取締役会においてリスク管理統括規程を定めており、各リスク管理規程においてリスク管理基本方針を定めています。

ロ 当行は統合的リスク管理を行っており、全体のリスク量を自己資本に見合った水準に制御し健全経営を行うため、以下の取組を実施しています。

- (イ) 取締役会において通期毎にリスク限度枠を設定し、営業部門、市場部門など部門ごとにリスク量を計測し、限度枠を遵守するよう管理を行っています。

(ロ) 限度枠の遵守状況については毎月モニタリングを実施し、半期毎にリスク統括委員会および取締役会へ報告を行っています。

ハ 監査部は内部監査計画に基づき、営業店、本部、子会社等の内部監査を実施し、監査結果を取締役会へ報告しています。

(3) 企業集団における業務の適正性の確保

半期毎に当行の経営陣と子会社の経営陣において情報交換会を開催し、経営課題の把握と対応方針について協議しています。

(4) 監査役が実効的に行われることの確保

監査役は、取締役会のほか常務会やALM委員会など重要な会議に出席しているほか、代表取締役との意見交換を2回、代表取締役及び社外取締役との意見交換を2回、社外取締役との意見交換を2回、会計監査人との意見交換を9回、内部監査部門との意見交換を12回実施しています。

また、監査役の監査が円滑に行われるよう使用人1名を監査補助者として配置しています。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11. 会計参与に関する事項

該当ございません。

12. その他

該当ございません。

第76期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け	78,054	預 金	738,323
現 金	9,995	当 座 預 金	5,575
預 け	68,059	普 通 預 金	527,305
有 価 証 券	180,619	貯 蓄 預 金	4,913
国 債	78,147	通 知 預 金	50
地 方 債	54,287	定 期 預 金	185,709
社 債	36,549	そ の 他 の 預 金	14,768
株 式 債	5,540	借 入 金	36,000
そ の 他 の 証 券	6,095	借 入 金 債	4,157
貸 出 金	549,558	未 払 法 人 税 等	322
割 引 手 形	701	未 払 費 用	322
手 証 書	24,139	前 受 収 益	144
当 座 貸 越	501,811	リ ー ス 債 務	175
そ の 他 の 資 産	22,905	資 産 除 去 債 務	74
前 払 費 用	6,727	そ の 他 の 負 債	3,117
未 収 収 益	16	賞 与 引 当 金	321
中 央 清 算 機 関 差 入 証 拠 金	631	退 職 給 付 引 当 金	300
そ の 他 の 資 産	5,000	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	108
有 形 固 定 資 産	1,079	睡 眠 預 金 払 戻 失 引 当 金	6
建 物	8,321	偶 発 損 失 引 当 金	76
土 地	4,198	支 払 承 諾	1,870
リ ー ス 資 産	3,475	負 債 の 部 合 計	781,164
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	135	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	511	資 本 金	4,537
ソ フ ト ウ ェ ア	703	資 本 剰 余 金	3,219
リ ー ス 資 産	642	資 本 準 備 金	3,219
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	3	利 益 剰 余 金	35,330
前 払 年 金 費 用	57	利 益 準 備 金	4,537
繰 延 税 金 資 産	857	そ の 他 利 益 剰 余 金	30,792
支 払 承 諾 見 返 金	717	別 途 積 立 金	28,395
貸 倒 引 当 金	1,870	事 務 機 械 化 準 備 金	400
	△3,372	庄 縮 記 帳 積 立 金	21
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,975
		自 己 株 式	△28
		株 主 資 本 合 計	43,059
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△165
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△165
		純 資 産 の 部 合 計	42,894
資 産 の 部 合 計	824,058	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	824,058

第76期 (2022年4月1日から
2023年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金
当期首残高	4,537	3,219	3,219	4,537
当期変動額				
剰余金の配当				
別途積立金の積立				
圧縮記帳積立金の取崩				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	4,537	3,219	3,219	4,537

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
	別 途 積 立 金	事 務 機 械 化 準 備 金	圧 縮 記 帳 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	27,895	400	22	806	33,662
当期変動額					
剰余金の配当				△169	△169
別途積立金の積立	500			△500	-
圧縮記帳積立金の取崩			△0	0	-
当期純利益				1,837	1,837
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	500	-	△0	1,169	1,668
当期末残高	28,395	400	21	1,975	35,330

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△27	41,391	1,555	1,555	42,947
当期変動額					
剰余金の配当		△169			△169
別途積立金の積立		-			-
圧縮記帳積立金の取崩		-			-
当期純利益		1,837			1,837
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△1,721	△1,721	△1,721
当期変動額合計	△0	1,667	△1,721	△1,721	△53
当期末残高	△28	43,059	△165	△165	42,894

第76期 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、それぞれ次のとおり償却しております。
建 物 定額法を採用しております。
その他 定率法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 50年
その他 2年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（以下、「未保全額」という。）を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権のうち、未保全額が一定額以上の大口債務者については、回収可能額を個別に見積り、必要と認める額を計上し、それ以外の債務者については、未保全額に3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定したものを乗じた額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は256百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の支払見込額を計上しております。

7. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより投資信託財産について市場価格の有無、重要な解約制限の有無及び基準価額を時価とみなす取扱いの可否等の判定を行い、時価を算定することといたしました。

なお、この変更による計算書類への影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金3,372百万円

（うち、破綻懸念先に係る債権のうち、未保全額が一定額以上の大口債務者に対する貸倒引当金1,995百万円）

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載しております。

要管理先に係る債権のうち、信用格付制度により区分された特定の信用格付については、信用リスクが高まっている債務者グループと判断し、当該グループの予想損失額については、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率に景気循環を勘案した長期的な視点に基づき必要な修正を加えて算定しております。これにより、当事業年度末の貸倒引当金は335百万円増加しています。

②主要な仮定

・債務者区分の判定における主要な仮定は貸出先の将来の業績の見通しであります。貸出先の将来の業績見通しは、各債務者が策定した経営改善計画等に基づき、収益獲得能

力を個別に評価し、設定しております。

・破綻懸念先に係る債権のうち、未保全額が一定額以上の大口債務者に対する貸倒引当金の個別見積りにおける主要な仮定は、債務者の将来の返済見込額及び担保処分による回収見込額であります。

・新型コロナウイルス感染症の影響については、収束後の経済回復状況等を想定することは困難なことから、今後一定期間にわたり当該影響が継続すると想定し、主に当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響を及ぼすとの仮定を置いております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 89百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	973	百万円
危険債権額	7,364	百万円
要管理債権額	9,813	百万円
三月以上延滞債権額	-	百万円
貸出条件緩和債権額	9,813	百万円
小計額	18,152	百万円
正常債権額	533,683	百万円
合計額	551,836	百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のもの

のに区分される債権であります。

上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は701百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 39,773百万円

担保資産に対応する債務

借入金 36,000百万円

上記のほか、為替決済、公金収納等の取引の担保として、預け金5百万円、保証金8百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金178百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,023百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが37,973百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 8,065百万円

7. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 34百万円

8. 関係会社に対する金銭債務総額 159百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 - 百万円

役員取引等に係る収益総額 0 百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 7 百万円

その他の取引に係る収益総額 - 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0 百万円

役員取引等に係る費用総額 - 百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 59 百万円

その他の取引に係る費用総額 - 百万円

2. 関連当事者との間の取引

該当事項はありません。

3. 当事業年度において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
沖縄県那覇市他	営業用店舗3か所	建物その他	72百万円

営業用店舗については最小区分である営業店単位（出張所については母店に含めております。）でグルーピングを行っており、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。

回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、路線価、固定資産税評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	7	0	-	7	(注)
合計	7	0	-	7	

(注) 自己株式の増加120株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2023年3月31日現在）
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券（2023年3月31日現在）
該当事項はありません。
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2023年3月31日現在）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(注)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	84
関連法人等株式	5

4. その他有価証券（2023年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	3,207	2,126	1,080
	債 券	50,508	50,250	258
	国 債	18,732	18,621	111
	地 方 債	20,699	20,628	70
	短期社債	-	-	-
	社 債	11,076	11,000	75
	その他	5,373	3,896	1,476
	小 計	59,089	56,273	2,815
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	129	140	△10
	債 券	118,475	121,539	△3,063
	国 債	59,414	62,248	△2,833
	地 方 債	33,588	33,664	△76
	短期社債	-	-	-
	社 債	25,473	25,627	△153
	その他	531	549	△18
	小 計	119,137	122,229	△3,092
合 計		178,226	178,503	△276

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,112
組合出資金	190

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券
(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	384	181	32
債 券	1,995	15	-
国 債	1,995	15	-
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	-	-	-
その他	1,927	97	26
合 計	4,307	294	58

7. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。
8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落している場合、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落している場合は、著しい下落と判断し、30%以上50%未満下落している場合は、過去一定期間の時価の状況や発行会社の信用リスク等を勘案し判定しております。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,057百万円
有価証券評価損	247
退職給付引当金	89
賞与引当金	96
その他有価証券評価差額金	111
その他	406
繰延税金資産小計	<u>2,009</u>
評価性引当額	<u>△1,016</u>
繰延税金資産合計	<u>992</u>
繰延税金負債	
その他	274
繰延税金負債合計	<u>274</u>
繰延税金資産の純額	<u>717百万円</u>

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	12,645円41銭
1株当たりの当期純利益金額	541円84銭

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	78,054	預 借 金	738,169
有 価 証 券	180,534	借 用 金	36,000
貸 出 金	549,558	そ の 他 負 債	4,151
そ の 他 資 産	6,777	賞 与 引 当 金	324
有 形 固 定 資 産	8,321	退 職 給 付 に 係 る 負 債	296
建 物	4,198	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	108
土 地	3,475	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	6
リ ー ス 資 産	135	利 息 返 還 損 失 引 当 金	1
その他の有形固定資産	511	偶 発 損 失 引 当 金	76
無 形 固 定 資 産	704	支 払 承 諾	1,870
ソ フ ト ウ ェ ア	642	負 債 の 部 合 計	781,006
リ ー ス 資 産	3	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	58	資 本 金	4,537
退 職 給 付 に 係 る 資 産	881	資 本 剰 余 金	3,219
繰 延 税 金 資 産	710	利 益 剰 余 金	35,416
支 払 承 諾 見 返	1,870	自 己 株 式	△28
貸 倒 引 当 金	△3,372	株 主 資 本 合 計	43,144
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△165
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	19
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△145
		非 支 配 株 主 持 分	35
		純 資 産 の 部 合 計	43,035
資 産 の 部 合 計	824,041	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	824,041

連結損益計算書 (2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	収 益	12,555
資 金	運 用 収 益	10,553
	貸 出 金 利 息	9,499
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	876
	コールローン利息及び買入手形利息	11
	預 け 金 利 息	165
役 務	取 引 等 収 益	1,344
そ の	他 業 務 収 益	126
そ の	他 経 常 収 益	530
	償 却 債 権 取 立 益	121
	そ の 他 の 経 常 収 益	409
経常	費 用	10,384
資 金	調 達 費 用	42
	預 金 利 息	59
	コールマネー利息及び売渡手形利息	△27
	そ の 他 の 支 払 利 息	10
役 務	取 引 等 費 用	1,021
そ の	他 業 務 費 用	30
営 業	の 他 経 常 費 用	9,009
そ の	他 経 常 費 用	280
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	64
	そ の 他 の 経 常 費 用	215
経常	利 益	2,171
特 別	利 益	309
	固 定 資 産 処 分 益	42
移 転	補 償	266
特 別	損 失	105
	固 定 資 産 処 分 損 失	32
	減 損 損 失	72
税 金	等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,375
法 人	税、住 民 税 及 び 事 業 税	526
法 人	税 等 調 整 額	2
法 人	税 等 合 計	528
当 期	純 利 益	1,846
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		0
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		1,845

連結株主資本等変動計算書 （2022年4月1日から 2023年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	4,537	3,219	33,739	△27	41,469
当期変動額					
剰余金の配当			△169		△169
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,845		1,845
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1,676	△0	1,675
当期末残高	4,537	3,219	35,416	△28	43,144

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持 分	純資産 合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	1,555	113	1,668	34	43,173
当期変動額					
剰余金の配当					△169
親会社株主に帰属 する当期純利益					1,845
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△1,721	△93	△1,814	0	△1,813
当期変動額合計	△1,721	△93	△1,814	0	△137
当期末残高	△165	19	△145	35	43,035

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 2社
会社名

株式会社海邦総研
かいぎんカード株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法非適用の関連法人等 1社
会社名

ゆいパートナーサービス株式会社

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 2社

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、それぞれ次のとおり償却しております。

建物 定額法を採用しております。

その他 定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外ものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（以下、「未保全額」という。）を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権のうち、未保全額が一定額以上の大口債務者については、回収可能額を個別に見積り、必要と認める額を計上し、それ以外の債務者については、未保全額に3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定したものを乗じた額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は256百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 利息返還損失引当金の計上基準
連結子会社のうち1社の利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。
10. 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の支払見込額を計上しております。
11. 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理
12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
13. 収益の計上方法
顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。
14. 重要なヘッジ会計の方法
為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより投資信託財産について市場価格の有無、重要な解約制限の有無及び基準価額を時価とみなす取扱いの可否等の判定を行い、時価を算定することといたしました。

なお、この変更による連結計算書類への影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

- (1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額
貸倒引当金3,372百万円
(うち、破綻懸念先に係る債権のうち、未保全額が一定額以上の大口債務者に対する貸倒引当金1,995百万円)
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- ①算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項 5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。
要管理先に係る債権のうち、信用格付制度により区分された特定の信用格付については、信用リスクが高まっている債務者グループと判断し、当該グループの予想損失額については、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率に景気循環を勘案した長期的な視点に基づき必要な修正を加えて算定しております。これにより、当連結会計年度末の貸倒引当金は335百万円増加しています。
- ②主要な仮定
- ・債務者区分の判定における主要な仮定は貸出先の将来の業績の見通しであります。貸出先の将来の業績見通しは、各債務者が策定した経営改善計画等に基づき、収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - ・破綻懸念先に係る債権のうち、未保全額が一定額以上の大口債務者に対する貸倒引当金の個別見積りにおける主要な仮定は、債務者の将来の返済見込額及び担保処分による回収見込額であります。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響については、収束後の経済回復状況等を想定することは困難なことから、今後一定期間にわたり当該影響が継続すると想定し、主に当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響を及ぼすとの仮定を置いております。
- ③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	973	百万円
危険債権額	7,364	百万円
要管理債権額	9,813	百万円
三月以上延滞債権額	-	百万円
貸出条件緩和債権額	9,813	百万円
小計額	18,152	百万円
正常債権額	533,683	百万円
合計額	551,836	百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、701百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 39,773百万円

担保資産に対応する債務

借入金 36,000百万円

上記のほか、為替決済、公金収納等の取引の担保として、その他資産5,000百万円、預け金5百万円及び保証金8百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金178百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,023百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが37,973百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 8,067百万円

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却59百万円、株式等売却損32百万円を含んでおりません。
2. 当連結会計年度において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
沖縄県那覇市他	営業用店舗3か所	建物その他	72百万円

営業用店舗については最小区分である営業店単位（出張所については母店に含めております。）でグループングを行っており、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、連結子会社は各社毎にグループングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、路線価、固定資産税評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	3,400	-	-	3,400	
合計	3,400	-	-	3,400	
自己株式					
普通株式	7	0	-	7	(注)
合計	7	0	-	7	

(注) 自己株式の増加120株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	84百万円	25円	2022年 3月31日	2022年 6月24日
2022年11月9日 取締役会	普通株式	84百万円	25円	2022年 9月30日	2022年 12月12日
合計		169百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	84百万円	利益剰余金	25円	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金や貸出業務及び有価証券投資等の銀行業務を中心に行っております。これらの事業を行うため、個人や法人等からの預金による資金調達を行っております。また、資金運用として、中小企業や個人向けの貸出業務や国債を中心とした有価証券投資を行っております。業務の特性上、資産及び負債の大部分を金融資産、金融負債が占めており、金利変動等による影響を適切に把握し管理するため、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金は、県内の中小企業及び個人に対するものが主であり、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、国債を中心に、債券、株式、投資信託を保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債は、個人や法人等からの預金であり、7割程度を要求払預金が占めており、顧客への払戻しに対する流動性リスクや金利変動リスクに晒されております。

また、外貨建の金融資産及び金融負債について、為替相場が変動することにより価値が変動する為替リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスク管理規程に基づき、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部信用格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備しております。これらの与信管理は、各営業店、融資統括部、営業統括部及びリスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣による融資決定審議会や常務会・取締役会等を開催し、審議や報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部へ定期的に報告するとともに、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、統合的リスク管理規程及び要領において、金利リスク量の計測、分析・検証等を行うことを明記し、金利の変動リスクを管理しております。総合企画部は、ギャップ分析や金利感応度分析等を行い、資産・負債の金利や期間を総合的に把握しており、定期的にリスク統括委員会や常務会等への報告を行っております。

なお、金利の変動リスクをヘッジするためのデリバティブ取引は行っておりません。

(ii) 価格変動リスクの管理

当行グループは、市場関連リスク及び流動性リスク管理規程に基づき、有価証券の価格変動リスクを管理しております。毎期、有価証券ポートフォリオのリスクリミット（リスク量の限度額）、損失限度枠（評価損の限度額）を設定しており、定期的にバリュー・アット・リスク（VaR）によるリスク量計測や評価損益を把握し、遵守状況を管理しております。これらの管理状況は、総合企画部よりALM委員会へ定期的に報告が行われております。

(iii) 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに晒されている金融負債（顧客による外貨建預金等）に対し、その反対取引として、金融資産である国内金融機関に対する外貨建短期貸付（コールローン）等を行うことで当該リスクを軽減しております。外貨建資産及び外貨建負債のバランスを日次管理することにより、為替リスクを管理しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング目的の金融商品

当行グループは、トレーディング目的の金融商品は保有しておりません。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

当行グループは、バリュー・アット・リスク（VaR）により市場リスクの計測を行っており、資産・負債に係る金利リスクの定量的分析及び有価証券に係る価格変動リスクの定量的分析を行っております。

資産・負債に係る金利リスクの定量的分析については、対象とする金融商品を貸出金、債券、預け金、コールローン、預金とし、分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年）により行っております。

2023年3月31日現在における当行グループの資産・負債に係るリスク量は6,507百万円であります。

有価証券の価格変動リスクの定量的分析については、対象とする金融商品を時価評価の対象となっている有価証券とし、金利、株価、為替の各リスク変数について相関を考慮した上、分散共分散法（保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）により行っております。

2023年3月31日現在における当行グループの有価証券に係るリスク量は4,338百万円であります。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率で市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、預金による資金調達を行っており、流動性準備等に基づく資金繰り逼迫度区分による流動性リスク管理を行っております。日次ベースで資金繰り逼迫度区分を把握し、区分に応じた資金繰り管理を実施しております。また万一の場合に備えて流動性危機管理マニュアルを制定し、緊急時における体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金、借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券	178,226	178,226	-
その他有価証券	178,226	178,226	-
(2) 貸出金	549,558		
貸倒引当金 (*)	△3,332		
	546,225	548,355	2,129
資産計	724,452	726,582	2,129
(1) 預金	738,169	738,192	23
負債計	738,169	738,192	23

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (* 1) (* 2)	2,117
組合出資金 (* 3)	190

(* 1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(* 2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(* 3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	12,180	46,731	38,231	8,876	17,768	45,295
貸出金 (*)	97,030	98,017	67,105	54,252	57,309	168,002
合 計	109,210	144,749	105,337	63,128	75,077	213,298

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない7,840百万円は含めておりません。

(注3) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*）	704,917	21,263	11,987	-	-	-
合計	704,917	21,263	11,987	-	-	-

（*） 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他有価証券				
国債・地方債等	78,147	54,287	-	132,434
社債	-	36,549	-	36,549
株式	3,337	-	-	3,337
その他	5,805	100	-	5,905
資産計	87,289	90,937	-	178,226

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度 (2023年3月31日)

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金 (*)	-	-	548,355	548,355
資産計	-	-	548,355	548,355
預金	-	738,192	-	738,192
負債計	-	738,192	-	738,192

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとして市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、信用リスクを反映させて将来キャッシュ・フローを見積もり、無リスク金利で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間 (1年以内) のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。これらについてはレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについてはレベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度
経常収益	12,555
うち役務取引等収益	1,344
預金・貸出業務	505
為替業務	403
証券関連業務	110
代理業務	155
その他	170

(注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 12,676円34銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 544円17銭

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社 沖縄海邦銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 島 昇
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川 口 輝 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社沖縄海邦銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な

虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社 沖縄海邦銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 島 昇
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川 口 輝 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社沖縄海邦銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社沖縄海邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内

部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月29日

株式会社 沖縄海邦銀行 監査役会

常勤監査役	外 間	政 康	㊟
社外監査役	大 嶺	満	㊟
社外監査役	上江洲	智 一	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、長期的、安定的な配当の継続を基本方針として以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金25円 総額84,802,250円

(注) 中間配当を含めると、年間の配当金は、1株につき50円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当行株式の種類および数
1	しんじょう かずふみ 新城 一史 1963年12月16日生	1990年12月 当行入行 2016年6月 審査部長 2017年6月 執行役員審査部長 2018年6月 取締役企業支援部長 2018年7月 取締役ソリューション営業部長 2019年6月 取締役総合企画部長 2020年6月 常務取締役総合企画部長 2021年4月 常務取締役 2021年6月 代表取締役頭取 現在に至る	普通株式 2,000株
2	こじょう せいいちろう 湖城 誠一郎 1963年1月24日生	1989年4月 当行入行 2014年6月 証券国際部長 2015年6月 執行役員リスク管理部長 2016年6月 執行役員本店営業部長 2018年6月 取締役審査部長 2019年6月 取締役営業統括部長 2020年6月 常務取締役 2022年4月 代表取締役専務 現在に至る	普通株式 7,500株
3	おおしろ まさと 大城 昌人 1962年11月2日生	1985年4月 当行入行 2014年6月 本店営業部長 2015年6月 執行役員本店営業部長 2016年6月 執行役員営業統括部長 2018年6月 執行役員リスク管理部長 2020年6月 取締役営業統括部長 2021年6月 常務取締役営業統括部長 2022年4月 常務取締役 現在に至る	普通株式 1,200株
4	さきはら まさき 崎原 正樹 1965年4月27日生	1989年4月 当行入行 2016年6月 リスク管理部長 2017年6月 執行役員企業支援部長 2018年6月 取締役営業統括部長 2019年6月 取締役審査部長 2020年6月 取締役事務統括部長 2022年4月 常務取締役 現在に至る	普通株式 1,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当行株式の種類および数
5	<p>ひらかわ まもる 平川 衛 1967年11月2日生</p>	<p>1986年4月 当行入行 2018年6月 本店営業部長 2019年6月 執行役員本店営業部長 2021年4月 執行役員融資統括部長 2022年6月 取締役融資統括部長 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 かいぎんカード株式会社代表取締役社長</p>	<p>普通株式 900株</p>
6	<p>みやお なおこ 宮尾 尚子 1970年6月8日生</p>	<p>1996年4月 大阪地方裁判所判事補 2006年4月 大阪地方裁判所岸和田支部判事 2008年4月 那覇家庭裁判所判事 2010年5月 弁護士登録 プラザ法律事務所（現：弁護士法人プラザ法律事務所）入所（現職） 2011年12月 沖縄県労働委員会公益委員 2013年10月 那覇簡易裁判所民事調停委員（現職） 2020年6月 当行非常勤取締役（現職） 2023年3月 全保連株式会社社外取締役（現職） 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 弁護士法人プラザ法律事務所弁護士</p>	<p>0株</p>
7	<p>にしざと よしあき 西里 喜明 1958年10月3日生</p>	<p>1993年9月 シー・エス・ディ・コンサルタンツ設立 2006年4月 独立行政法人中小企業基盤整備機構統括プロジェクトマネージャー・中小企業アドバイザー 2006年5月 トータル・ビジネス・クリニック協同組合 代表理事（現職） 2012年4月 一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会会長 2012年5月 沖縄県中小企業団体中央会監事（現職） 2012年6月 株式会社CSDコンサルタンツ代表取締役（現職） 2014年11月 国立大学法人琉球大学産学官連携推進機構非常勤講師 2018年4月 那覇市中小企業振興審議会会長 2021年6月 当行非常勤取締役（現職） 2022年6月 一般社団法人中小企業診断協会副会長（現職） 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 株式会社CSDコンサルタンツ代表取締役</p>	<p>0株</p>

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮尾尚子氏および西里喜明氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由について
宮尾尚子氏につきましては、弁護士としての経験・識見が豊富であり、専門的な見地から、有用な意見をいただけるものと期待し、社外取締役候補者となりました。
なお、同氏は社外役員となること以外で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
西里喜明氏につきましては、会社経営者としての豊富な知識・経験等を当行の経営に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。
4. 候補者宮尾尚子氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。また、西里喜明氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 当行は、社外取締役候補者である宮尾尚子氏及び西里喜明氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう両氏と責任限定契約を締結する予定であります。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
・会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うにあたり善意にして重大な過失がないときは同法第425条第1項で規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任額とする。
6. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。
ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当行が負担しております。
各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 現在当行の取締役である各候補者の当行における地位および担当は、事業報告「2.(1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役崎山博之に対し、在任中の労に報いるため退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金につきましては、当行取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿って当行の定める一定の基準内とするものであり、その内容は相当であると判断しております。

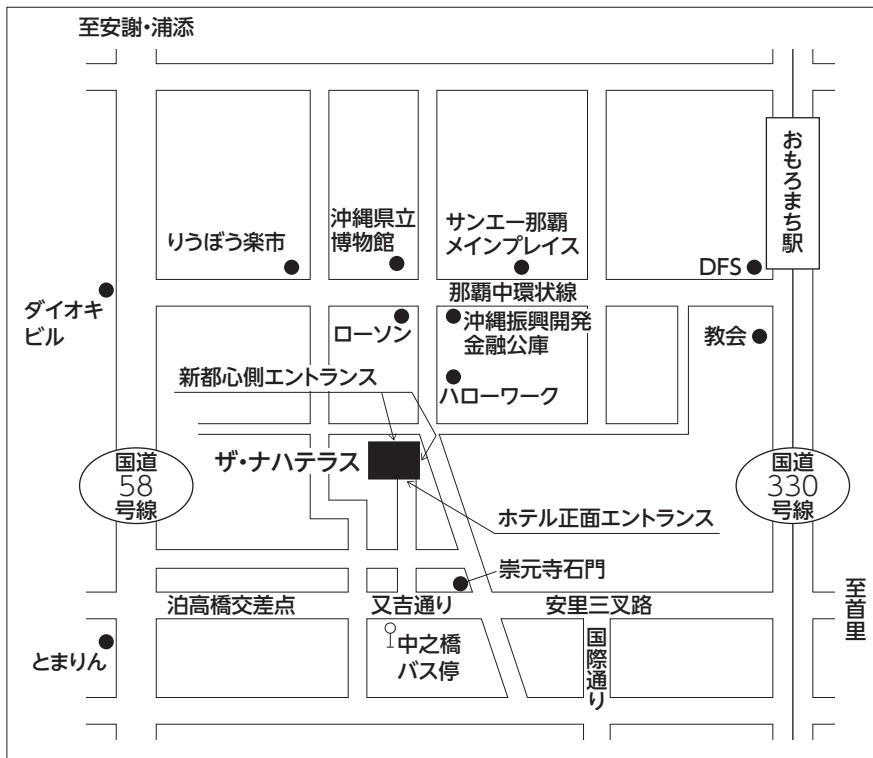
退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
さきやま ひろゆき 崎山 博之	2022年4月 当行取締役（現任）

以上

株主総会会場ご案内図

会場 那覇市おもろまち2丁目14番1号
ザ・ナハテラス 3階 宴会場アダン
電話 098-864-1111



交通：モノレールおもろまち駅より徒歩15分
中之橋バス停より徒歩8分

駐車場の収容台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください
ますようお願い申し上げます。